

事務連絡（保 21）  
平成18年4月26日

都道府県医師会  
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
石井正三

### 労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項等について

労災診療費算定基準の一部改定につきましては、平成18年3月31日付日医発第1152号(保189)にてご連絡申し上げたところであります。

今回の改定においては、再診時療養指導管理料の引き上げを行うとともに、療養上の指導項目に「メンタルヘルス」を追加いたしました。

これにともない、再診時療養指導管理料の取扱いについて、外来患者の症状に応じて必要な指導を行った場合に、その都度、算定することが可能である旨、別紙のとおり厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長補佐より事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

また、疾患別リハビリテーション料については、健康保険診療報酬点数表において、それぞれのリハビリテーションごとに制限日数が設定されたが、労災診療費算定基準においては、制限日数を超えてリハビリテーションを行う必要性及び効果が認められる場合については、別途示す書式に必要事項を記載し、診療費請求内訳書に添付して提出することにより、制限日数を超えて疾患別リハビリテーション料を算定することができることとしたものであります。

今般、この書式を別紙のとおり「労災リハビリテーション評価計画書」として示し、制限日数を超えて疾患別リハビリテーション料を請求する場合は、本計画書に必要事項を記入の上、制限日数を超えた日の属する請求月以降、毎月の診療費請求内訳書に添付して提出することといたしましたので、併せてご連絡申し上げます。

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜わりますようお願いいたします。

#### <添付資料>

労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について

(平18.4.25 事務連絡 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長補佐)

事 務 連 絡  
平成 1 8 年 4 月 2 5 日

都道府県労働局労働基準部  
労 災 補 償 課 長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
補償課長補佐（医療福祉担当）  
（ 契 印 省 略 ）

労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について（重要）

労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項については、平成 1 8 年 3 月 3 1 日付け基労補発 0 3 3 1 0 0 1 号により指示されたところであるが、下記の事項についてはその取扱いに遺漏のないよう留意していただくようお願いいたします。

また、関係医療機関及び（財）労災保険情報センター地方事務所に対する周知について、併せてよろしくお願いいたします。

## 記

### 1 再診時療養指導管理料

再診時療養指導管理料については、これまでの指導内容に加えて、メンタルヘルスに関する指導を行った場合においても算定できることとしたものであるが、これらの指導については、外来患者の症状に応じて必要な指導を行った場合に、その都度算定できることに留意すること。

### 2 リハビリテーション

制限日数を超えてリハビリテーションを行う場合については、医療機関は別途示す書式に必要事項を記載することとしたものであるが、今般、書式を別紙のとおり定めたので、今後は制限日数を超えた日の属する請求月以降、毎月の診療費請求内訳書に「労災リハビリテーション評価計画書」を添付して提出すること。

なお、制限日数を超えてリハビリテーションを行う必要性及び効果については、診療費審査委員会の医学的な意見を踏まえた上で判断すること。

## 労災リハビリテーション評価計画書

患者氏名：	男・女	生年月日（西暦）	年	月	日
原因疾患					
[ 心大血管疾患・脳血管疾患等・運動器・呼吸器（該当するものに○をして下さい） ]					
リハビリテーション起算日（発症日、手術日、急性増悪の日、治療開始日）					
年 月 日					
現在の評価及び前回評価計画書作成日（ 年 月 日）からの改善・変化等					
治療目標等					
（１）制限日数を超えて行うべき医学的所見（必要性・医学的効果等）					
（２）目標到達予想時期： 年 月頃					
（３）その他特記事項					
評価計画書作成日： 年 月 日					
医療機関名				医師	
				印	

- 注1 本計画書は、制限日数を超えた日の属する請求月以降、毎月の診療費請求内訳書に添付すること。
- 注2 前回評価計画書作成日からの改善・変化等の記載については、初回評価計画書作成日においては不要であること。